〔町内協力企業者募集資料〕

ふるさと三宅まちづくり応援

寄附金（ふるさと納税）の概要

R4.3現在

**○　ふるさと納税と町内協力企業について**

　　三宅町では、ふるさと納税制度により本町に寄附をいただいた方に対し感謝の気持ちを伝え、併せて

**三宅町の魅力や地元特産品等のＰＲ**のため、**町内産特産物等**をお送りしています。

　その、寄附者にお礼として贈呈する品物（以下、「記念品」という。）と、それを提供する事業者（以下、「**町内協力企業**」という。）を募集しています。

**○　町内協力企業の定義は？**

法人だけでなく個人事業主や、**認定農業者も可◎**

（１）三宅町内に本店若しくは主たる事業拠点を有する企業

（２）三宅町内に工場等を有し、当該町内工場等で生産した商品を対象商品とする企業

（３）三宅町産の農産物を原料とし、販売等、食品等の制作を行っている企業

※　町内協力企業への登録には三宅町の承認が必要です

**○　企業登録の申請と承認**

①－１　参加申請書（**様式第１号**）に必要事項を記入し、提出してください。

①－２　参加申請書に記入した商品（記念品）の内容等を**様式第１号の２**に記入し、商品の写真等をデータで提出してください。

②　　申請のあった商品（記念品）が、**三宅町の魅力や地元特産品等のＰＲ**の**町内産特産物等**で

あるかを審査し、対象商品であると認めた商品について承認書を通知します。

**○　記念品の負担金額について**

　・梱包費、消費税を含む（発送費用は含みません）

・販売を行っていない場合は、販売した場合の設定価格

② 半月に１度、申込みのあった記念品の数を通知します。

**○　寄附者・三宅町・町内協力企業の関係性**

1. ふるさと納税

町内協力企業

寄付者

三宅町

寄付者



③ヤマト運輸より、送付伝用が直接届きます。発送準備ができ次第、ヤマト運輸にて発送してください。

④　町内協力企業は、三宅町へ負担金を請求(前月発送分の請求書を、翌月初めにお届けします)

○ふるさと納税の申し込みから発送までのフロー

　　　（例）　➀　５月１日～１５日にふるさと納税の申し込み・入金確認

　　　　　　　　　　　　　　　　**↓**

　　　　　　　②　５月２０日までに町内協力企業へ記念品の数を通知

　　　　　　　　　　　　　　　　**↓**

　　　　　　　③　記念品の発送準備ができ次第ヤマト運輸にて発送

　　　　　　　　　　　　　　　　**↓**

　　　　　　　④　６月初めに職員が請求書(案)を持参　**→**⑤　請求書を提出後、６月末に入金

※　在庫不足その他の理由により記念品の発送が出来ない場合は、速やかに報告してください。ただし、申請の際に特例として認められている場合を除く。

（例）野菜など１年を通じての発送が難しく、決まった季節にしか発送が出来ない場合等